

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

＜瀬戸地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		9台	
(B) 確保車両台数		計9台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	7台以上	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数273台
	伊方町	2台程度	伊方町が保有する3台(合計54人)の車両を使用

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約650人分:バス15台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

＜三崎地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	556人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車1台当たり46人程度の乗車を想定【資料P59】
観光施設から避難する一時滞在者	92人	2台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数918人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P83】
<b>合計</b>	<b>648人</b>	<b>15台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

＜三崎地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		15台	
(B) 確保車両台数		計15台以上	
確保先	伊方町(三崎支所等)	3台程度	・伊方町が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定
	学校	2台程度	・学校に配備している5台(合計98人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施  
※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

(ケ-2及び3) 海路避難における大分県の避難先

- 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

- 予防避難エリア内住民の大分県への迅速かつ確な避難の実施のため、同県を含めた関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう大分県にもTV会議システムを配備。
- 愛媛県側での住民避難や大分県側での避難受入れ準備状況を関係機関で共有できるよう映像伝送システムを配備。

## ＜愛媛県と大分県の情報共有イメージ＞



89

## 6-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

### ＜ケース3における基本的な考え方＞

#### 【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

#### 【避難方法】

- ・船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。